

造型工程

騒音

健康障害防止対策	基本的方策	具体的方法	参考（関係法規）
作業環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 型込機は、騒音の少ない構造とする。 ○ 型込機は、できるだけ騒音の発生が少なくなるように運転する。 ○ 型込機の周囲への隔壁等の設置、作業員又は型込機の隔離等の対策を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 型込機のテーブルと鋳枠との衝突面にゴム製等の弾性体を貼る。 ○ 圧縮空気の排気孔に消音器を設置する。 ○ 型込機の基礎は、確実にを行い、緩衝材の使用等により共振を防止する。 ○ 型込機は、周囲を遮音板、吸音材等で囲う。 ○ 型込機のコンプレッサーは、吸音材で囲う。 ○ 造型作業を、自動化する。 ○ 防音用ついで又は防音用カーテンを設置する。 ○ 作業員を防音運転室に隔離するか、又は型込機を隔離する。 	<p>(イ) 騒音を発する有害な作業場においては、その原因を除去するため代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講ずる。 (安衛則第 576 条)</p> <p>(ロ) 強烈的な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講ずる。 (安衛則第 584 条)</p>

健康障害防止対策	参考（関係法規）
作業環境測定の実施	<p>鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は機器を取り扱う業務を行う屋内作業場について、作業環境測定を実施する。 (安衛則第 591 条)</p>
保護具の備付け	<p>強烈的な騒音を発する場所における業務においては、耳せんその他の保護具を備える。 (安衛則第 595 条)</p>